

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：佐渡市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.9%
全職員	61.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	80.7%
本庁課長補佐相当職	94.6%
本庁係長相当職	92.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.7%
31～35年	90.2%
26～30年	92.7%
21～25年	87.3%
16～20年	91.5%
11～15年	89.9%
6～10年	95.9%
1～5年	87.8%

【説明欄】

- ①扶養手当や住居手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は75.7%、住居手当の受給者に占める男性の割合は64.9%です。
- ②1の「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、常時勤務する職員を対象とし、所定勤務時間が短い日々任用の職員及び社会保険未加入者を除きました。
- ③相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、80.5%が女性であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。
- ④2(1)の「本庁部局長・次長相当職」について、該当する女性職員がいないため、記載しません。
- ⑤2(2)の勤続年数「1～5年」には、国等から管理職として出向している職員を含み、この出向中の職員を除くと、勤続年数「1～5年」の男女の給与の差異は93.3%です。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。